電子決済手段関連業務に係る不公正取引等の防止に関する規則	「電子決済手段関連業務に係る不公正取引等の防止に関する規則」
(2024年10月25日制定)	に関するガイドライン (2024 年 10 月 25 日 制 定)
第 1 章 総則	
(目的) 第1条 本規則は、電子決済手段の交換等に係る取引を行う第一種会員(電子決済手段)が、利用者による不公正取引を防止するための取引審査体制及び当該会員による不公正取引等を防止するための体制を整備するにあたって必要となる措置を定めることにより、電子決済手段の市場の公正性、透明性の向上を図るとともに、利用者保護に資することを目的とする。	第 1 条関係 本規則における「電子決済手段の交換等」とは、第一種会員(電子決済手段)が行う、①競争売買取引又はマーケットメイク方式取引による利用者の電子決済手段の売買又は交換の媒介、②店頭取引により継続かつ反復して行われる利用者との売買又は交換取引を指します。また、これらの行為の代理、取次ぎ等の行為を含みます。
(定義) 第2条 本規則において、「不公正取引」とは、金融商品取引法第185条の22第1項、第185条の23第1項並びに185条の24第1項及び第2項に掲げる行為をいう。 2 本規則において「相場操縦行為等」とは、金融商品取引法第185条の24第1項及び第2項に掲げる行為をいう。 3 本規則において「不正行為等」とは、金融商品取引法第185条の22第1項及び第185条の23第1項に掲げる行為という。 4 本規則において、「禁止行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(以下「府令」という。)第30条第4項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げる行為 (2)本規則第3章各条に掲げる禁止行為 5 本規則において、「取引審査」とは、利用者による不公正取引を防止するための取引審査をいう。	
第2章 利用者による不公正な取引の防止	
(社内規則の制定) 第3条 第一種会員(電子決済手段)(暗号等資産に該当する電子決済 手段に係る電子決済手段関連業務を行う会員に限る。以下、本 条から第7条まで同じ。)は、不公正取引の防止に関して、次 の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなけれ ばならない。 (1) 不公正取引の類型に関する事項 (2) 取引審査の業務を担当する部門並びにその権限及び責 任に関する事項 (3) 利用者の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関す る事項 (4) 取引審査を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項 (5) 取引審査の対象となる利用者又は取引の抽出に関する 事項 (6) 取引審査の方法及び判断に関する事項 (7) 取引審査の結果に基づく措置に関する事項 (8) その他必要と認められる事項	不公正取引(相場操縦行為等、又は不正行為等のことをいう。) に当たり得る電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換 は、その電子決済手段が金融商品取引法第2条第24項第3号の2 に規定する暗号等資産である場合に限られます。 そのため、本条から第7条までの規定は、金融商品取引法第2条
(取引審査部門の設置等) 第4条 第一種会員(電子決済手段)は、取引審査業務を担う部門(以 下「取引審査部門」という。)を設置しなければならない。	第4条第3項関係 取引審査業務については、会員の業容や規模に応じた体制整備

- 2 第一種会員(電子決済手段)は、取引審査業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
- 3 第一種会員(電子決済手段)は、公正かつ適切な取引審査の 実施に適した組織及び人員配備その他必要な措置を施さなけ ればならない。
- 4 第一種会員(電子決済手段)は、取引審査部門並びにその責任者及び担当役員を、「電子決済手段関連業務に係る受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。

を図る必要があります。

例えば当該業務に適したプログラムを介して自動化する場合には、当該プログラムの設計が目的とする取引審査に適ったものであること、当該プログラムにおける各種パラメーターが適切な判断の下に決定され、適切に組み込まれ、無断で変更されていないことを確認し、指示通り稼働していることを点検する必要があります。また、これらの確認・点検を行うことができる人員のほか、当該取引審査の過程で検知された事象の不公正取引該当性を判断可能な人員が必要となります。もっとも、検知結果を自動的に取得することができる仕組みを設けた場合には、プログラムの運用状況については、その他の業務システムの管理者と同一の者とし、検知された事象を判断する者をもって取引審査部門とすることも許容されます。

# (取引審査体制の実効性の確保)

- 第5条 第一種会員(電子決済手段)は、第3条により定める社内規則に基づき、適時、利用者の行う電子決済手段関連業務(暗号等資産に該当する電子決済手段に係るものに限る。以下、本条において同じ。)に係る注文の動向若しくは内容又は取引状況その他の事情に応じ、不公正取引に関する情報の収集を図り、不公正取引を監視しなければならない。
  - 2 前項の監視の結果、不公正取引が疑われる状況を検知した場合には、当該利用者に係る利用者情報(利用者の属性、取引目的等を含むがこれに限られない。)を的確に把握し、不公正取引の該当性を判断しなければならない。
  - 3 第一種会員(電子決済手段)は、電子決済手段関連業務に係 る取引の実態に応じて、定期的に社内規則の内容を見直し、取 引審査体制の実効性を確保しなければならない。

## (相場操縦行為等に係る取引審査)

- 第6条 第一種会員(電子決済手段)は、第3条で定めた社内規則に 基づき相場操縦行為等に係る取引審査を行わなければならな い。
  - 2 前項の取引審査は、次の各号に掲げる事項を定めて行うものとする。
    - (1) 取引審査の対象となる利用者の抽出基準
    - (2) 取引審査の対象とする取引の種類及び取引対象の指定
    - (3) 指定した取引及び取引対象ごとの価格の変動率及び数量に係る定量基準
    - (4) 取引審査の対象とする取引状況の定性基準
    - (5) その他会員が取引審査において必要とする事項
  - 3 第一種会員(電子決済手段)は、前項に定める取引審査を行った結果、利用者の行為が相場操縦行為等に該当する又は該当するおそれが高いと判断した場合には、当該利用者に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該利用者との取引を停止するなど、適切な措置を講じなければならない。

## 第6条第2項第1号関係

抽出基準は、相場の状況に応じて、適切かつ臨機に変更し、実効性のある取引審査が可能な基準を設定することが考えられます。

## 第6条第2項第3号関係

価格の変動率に係る定量基準とは、単位時間あたりの平均的な変動率を測定し、その値+ $\alpha$ の値をもって設定することなどが考えられます。なお、単位時間は短期に限らず中期、長期も含めて複数の測定を図ることが好ましいものと考えます。数量に係る定量基準も同様に平均的な単位時間当たりの平均的な取引量を測定し、その値+ $\alpha$ の量をもって設定することが考えられます。

# 第6条第2項第4号関係

取引状況の定性基準としては、例えば、特定の時間帯に価格が 急変した場合には、仮装売買、馴合売買、見せ玉等の手口による注 文・約定を疑うことが考えられます。

# (不正行為等への対応)

- 第7条 第一種会員(電子決済手段)は、不正行為等に関する情報(他 社の提供する取引における不正行為を含む。)を入手した場 合、当該会員の利用者に当該不正行為等を行った者が含ま れているか調査しなければならない。
  - 2 第一種会員(電子決済手段)は、前項の調査の結果、該当する利用者を検知した場合には、当該利用者による不正行為等の 重大性・悪質性等を考慮の上、当該利用者に対する注意喚起又 は当該利用者との取引の停止など、適切な措置を講じなければ ならない。

### (情報取得者による不公正な行為の防止)

第8条 第一種会員(電子決済手段)は、電子決済手段関係情報を利 用した不公正な行為を防止するため、「電子決済手段関連業務 に係る電子決済手段関係情報の管理体制の整備に関する規 則」第4章に定める対応をとらなければならない。

### 第8条関係

「電子決済手段関係情報」とは、「電子決済手段関連業務に係る 電子決済手段関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第1 項に定める情報をいいます。

### 第3章 会員の禁止行為

# (仮名口座、架空名義取引等の禁止)

- 第9条 第一種会員(電子決済手段)は、利用者が本人以外の名義を 使用していることを知りながら、当該利用者からの注文を受 け付けてはならない。
  - 2 第一種会員(電子決済手段)は、利用者以外の者が、利用者 になりすまして取引の注文を行うことを防止するための措置 を講じることなく、利用者からの注文を受け付けてはならな

### (虚偽表示等の禁止)

- 第10条 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、受注に際し て、虚偽の事実を告げてはならない。
  - 2 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、受注に際し て、電子決済手段の性質その他の重要な事項につき利用者を誤 認させるような表示又は裏付けとなる合理的根拠のない表示 をしてはならない。
  - 3 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、受注に際し て、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫する行為を行ってはな らない。

## (ノミ行為の禁止)

- 第11条 第一種会員(電子決済手段)の役職員は、利用者の注文を当 | 第11条第1項関係 該会員に通さずに、他方で当該利用者に対しては注文を当該 会員に通したかのように装って、自らが相手方となって取引 してはならない。
  - 2 第一種会員(電子決済手段)は、利用者の相手方となって、 自らが取引を行う場合には、利用者にあらかじめその旨を明示 した上で当該利用者の同意を得ることなく取引を行ってはな らない。

本項の規定は、会員の役職員が、利用者の注文を会員に通さず、 役職員自身が相手方となって利用者に会員との取引が成立したか のように装う行為を禁止するものであって、会員自身が利用者の相 手方となって取引することを禁止するものではありません。

# 第 11 条第 2 項関係

本項は、会員自身が利用者の相手方となって取引する場合に、 利用者に事前にその旨を明示し、その同意を得なければならないこ とを規定しています。 例えば競争売買取引を利用者に提供すると きに会員自身が注文を差して約定を図る場合やマーケットメイク 方式取引を提供するときに会員自身がマーケットメイカーに加わ る場合には、結果として利用者と相対して取引を行ったこととなり ます。そのような事態が有り得る場合には、あらかじめ利用者に説 明し、その同意を得る必要があります。この場合、契約締結前交付 書面などにその旨の説明を記載し、口座開設時の一連の手続きにお いて利用者が説明内容を確認した旨の同意を取得するなどの方法 が考えられます。

# (無断取引の禁止)

- 第12条 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、あらかじめ 利用者の同意を得ずに、利用者の計算による取引を発注し、約 定してはならない。
  - 2 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、銘柄、数 量、価格、受注した注文の発注のタイミングその他取引を受注 するに際して必要となる情報の全部又は一部について利用者 の意思が不明である場合において、当該不明な情報を利用者に

# 第 12 条第 2 項但書関係

例えば、いわゆる逆指値やシナリオ注文などについては、利用 者がその判断要素をあらかじめ設定して注文することから、会員に よって不公正な約定処理が行われる余地は少なく、但書の要件を充 足するものと考えられます。また、注文条件の一部については会員 の判断に委ねるものとする注文については、当該注文の受付に関す る社内規則を設け、公正に執行するための業務管理体制をもって、

無断で補い約定処理してはならない。ただし、当該不明な情報 を当該会員が補うことについて利用者の同意があり、かつ、当 該会員による不公正な約定処理が行われるおそれがない場合 はこの限りではない。

受注管理責任者の事前承認と事後確認を確実に行う場合には、但書 の要件を充足するものと考えます。

## (利益供与等の禁止)

第13条 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、利用者若し くはその指定した者に対して特別の利益の提供若しくは保証 を約し、又は利用者若しくは第三者に対して特別の利益を提 供若しくは保証して取引を行ってはならない。

### 第 13 条関係

「特別の利益」は、金銭や暗号資産等、その他の金品に限りませ ん。利益の供与又は保証を受ける者には、利用者のほか利用者が指 定した第三者が受ける場合も含まれるほか、会員が第三者をして特 別の利益の提供等を約させ、又はこれを提供させる行為も本条の禁 止行為に含まれます。利用者等に対して手数料等の軽減、景品類の 提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に 該当するものではありませんが、条件が一定の基準に基づき設定さ れ不当でないこと、同様の取引条件にある利用者に対して同様の取 り扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当 と認められる範囲に留まるよう留意する必要があります。

### (遅延行為等の禁止)

- 第14条 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、利用者の取 引の全部又は一部の注文を不当に拒否し、又は不用に遅延さ せてはならない。
  - 2 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、当該取引に 基づく債務の全部又は 一部の履行を不当に拒否し、又は不用 に遅延させてはならない。

### (不正取得の禁止)

第 15 条 第一種会員(電子決済手段)及びその役職員は、利用者との 取引に関連して、利用者が保有する金銭、暗号資産等その他 の財産又は保証金等を虚偽の取引価格及び取引数量を利用 することその他不正の手段により取得してはならない。

## (空売りの禁止)

第16条 第一種会員(電子決済手段)は、自らが相手方となる取引に | 第16条関係 関して、原則として、自社が現に保有する電子決済手段並びに カバー取引及び借入契約の締結その他の当該電子決済手段の 受渡しを確実にする措置が講じられている電子決済手段の合 計量を超えて、利用者に対して、当該電子決済手段の売却又は 他の電子決済手段との交換を行ってはならない。

会員が利用者からの注文を受けて自らが相手方となる取引が成 立した場合、これに対するカバー取引の成否にかかわらず、会員は、 利用者との間に成立した取引に基づく履行義務を負います。また、 会員が、その立場を利用し、利用者を相手方として空売りを故意に 用いて取引を成立させてはなりません。ただし、あらかじめ用意し た現物の電子決済手段の数量がマリー(利用者との間で生じた相対 するポジション)を計算してもなお一時的に不足する事態が生じた 場合には、速やかにポジションを均衡化させるための取引を行う相 手方(いわゆるカバー取引先)との間でカバー取引を行い、後述す る期限までに受け渡すべき電子決済手段の不足状態を解消する場 合には、本条の例外として認められるものとします。ただし、カバ 一取引が必要な状態であるかの確認については、少なくとも1日当 たり 4 回以上行うものとし、カバー取引が必要であると判断した 場合には、次の確認を行うまでの間にカバー取引を実行する必要が あります。

なお、受け渡すべき電子決済手段の用意なく、また、カバー取引 を円滑に行うことができない状態にあって、利用者との約定処理を 優先した場合は、空売り禁止規定に抵触する可能性があります。な お、会員が「カバー取引及び借入契約の締結その他の当該電子決済 手段の受渡しを確実にする措置が講じられている電子決済手段」に は次の電子決済手段が含まれます。

① 会員が借り入れた電子決済手段 (あらかじめ会員がロケー ト契約(電子決済手段の借り入れ予約契約)を締結し、借り入れ

(名義貸しの禁止) (名義貸しの禁止)	る電子決済手段を含みます。) ② 買い付けた電子決済手段であってその決済を結了していない電子決済手段の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた電子決済手段により当該売付け取引の決済を行う取引 ③ 会員が貸し付けている電子決済手段の売付けであって、その決済前に当該電子決済手段の返還を受けることが明らかな場合における当該電子決済手段の売付けを行う取引
第17条 第一種会員(電子決済手段)は、自己の名義をもって、他人に取引を行わせてはならない。	
(フロントランニング等の禁止) 第 18 条 第一種会員(電子決済手段)は、利用者から電子決済手段の 売買又は他の電子決済手段との交換の委託等を受け、当該委 託等に係る売買又は交換を成立させる前に、自己又は第三者 の利益を図ることを目的として、当該委託等に係る売買の価 格若しくは交換の数量と同一又はそれよりも有利な価格若し くは数量で電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交 換を行ってはならない。 2 第一種会員(電子決済手段)は、競争売買方式による電子決 済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る取引の場 を提供する場合であって、当該取引の場において当該会員が自 己の計算による取引(以下「自己取引」という。)を行うとき は、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、利用者の 注文等に係る未公表の情報を利用してはならない。	
第4章 会員による不公正取引の防止等	
(自己計算取引についての体制整備) 第19条 第一種会員(電子決済手段)は、役職員及び自己の計算により行う電子決済手段関連業務に係る取引について、不公正取引又は禁止行為を行わないように、社内規則の制定、適切な情報管理、取引の監視、役職員への指導及び教育の徹底等の必要な措置を講じるものとし、かかる措置の実施状況を定期的に点検しなければならない。ただし、禁止行為のうち、府令第30条第4項第4号に掲げる行為を防止するための措置については、「電子決済手段関連業務に係る電子決済手段関係情報の管理体制の整備に関する規則」の定めるところに従うものとし、かかる措置の実施状況を本条に基づき点検するものとし、かかる措置の実施状況を本条に基づき点検するものとする。 2 第一種会員(電子決済手段)は、前項に基づく点検の結果、当該会員又は役職員による不公正取引又は禁止行為が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとし、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。	第 19 条第 2 項関係 「再発防止策その他必要な措置」には、役職員等に対して行った措置 の内容に関する記録の保存を含みます。
第5章 会員による利益相反取引の防止等	
(利益相反取引についての体制整備) 第 20 条 第一種会員(電子決済手段)は、その行う電子決済手段の 交換等に伴い、当該会員またはその利害関係人と利用者の 利益が相反することにより利用者の利益が不当に害される ことのないように、当該電子決済手段の交換等に関する情 報を適正に管理し、かつ当該電子決済手段の交換等の実施 状況を適切に管理するための体制を整備する措置を講じる ものとする。	

第一種会員(電子決済手段)は、前項に規定する体制整備の 措置として、次の各号に掲げる業務を一元的かつ的確に実施で きる営業部門から独立した体制を整備しなければならない。 (1) 利益相反のおそれのある取引の特定 (2) 特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ た利益相反管理方法の選択 第一種会員(電子決済手段)は、前項に従い整備した体制に おいて前項各号に掲げた業務が的確に実施されているかを定 期的に点検するものとする。 第6章 記録の保存及び協会報告 (社内記録等の保存等) 第 21 条 第一種会員(電子決済手段)(暗号等資産に該当する電子決 済手段に係る電子決済手段関連業務を行う会員に限る。以 下、本条において同じ。)は、次の各号に掲げる事項につい て社内記録を作成し、5年間、保存しなければならない。 (1) 第6条の取引審査の結果(不公正取引に該当しないこと が明らかな場合を除く。) 及び利用者に対して行った措 置の内容 (2) 取引審査の内容を変更した場合における変更内容及び 変更理由 2 第一種会員(電子決済手段)は、前項のほか、電子決済手段 の交換等(暗号等資産に該当する電子決済手段に係るものに限 る。)に係る注文について、取引審査の実効性の確保に必要な 情報を取得し、適切に保存しなければならない。 (発生報告) 第22条 第一種会員(電子決済手段)は、各月の利用者による不公正 取引及びその他の不公正な行為の発生状況及びこれに対して 行なった措置の内容を取りまとめ、協会に報告しなければな らない。 2 第一種会員(電子決済手段)は、第19条に基づく点検の結 果、当該会員及び役職員による不公正取引又は禁止行為が判明 した場合には、その内容及び対策について、直ちに協会に報告 しなければならない。 (協会による確認) 第23条 第一種会員(電子決済手段)は、不公正取引、禁止行為及び その他の不公正な行為に関し、協会から説明又は報告を求 められた場合には、正当な理由なくこれを拒否してはなら ない。 附則(2024年5月10日決議) 附則(2024年5月10日決議)

この規則は、2024年10月25日から施行する。

このガイドラインは、2024年10月25日から施行する。